

みどり病院

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人日望会 みどり病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護者、要支援者に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持・向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人日望会 みどり病院
- 二 所在地 群馬県みどり市笠懸町鹿 2646-2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理、指定通所リハビリテーション等の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- 二 介護職員 4人以上

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び支援を行う。

- 三 理学療法士 2人以上

言語聴覚士 1人以上

リハビリ職員はリハビリテーション、リハビリマネジメント業務を行う。

四 管理栄養士 1人

管理栄養士は栄養管理業務を行う。

五 事務職員

事務職員は事務業務を行う。

(営業日及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。短時間通所リハビリテーションは月曜日から金曜日とする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 サービス提供時間 午前9時半から午後4時までとする。

(利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション等の利用定員は、40人とする。

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第7条 指定通所リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

- 一 健康状態の確認
- 二 生活指導（相談、支援）
- 三 リハビリテーション
- 四 介護サービス
- 五 入浴サービス
- 六 食事サービス
- 七 送迎

(利用料等)

第8条 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。（利用者の負担割合によっては2割、3割負担となることもある。）

- 一 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

昼食代（おやつあり） 750円

（おやつなし） 700円

おむつ代（非課税）サイズにより140～180円

- 2 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、みどり市、桐生市、太田市、伊勢崎市、前橋市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次の点に留意するものとする。

- 一 主治の医師から指示事項等がある場合は、管理者又は従業者に申出ること。
- 二 体調不良等により指定通所リハビリテーション等の利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止する場合があること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定通所リハビリテーション等を提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに「同意書」にご記入いただいた連絡先や主治医、居宅介護支援事業所等へ連絡する等の措置を講ずるものとする。

二 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

三 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害 賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
- 二 虐待の防止のための指針の整備
- 三 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- 四 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村や居宅介護支援事業所へ通報するものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ 適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 事業所は、指定通所リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第17条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を定期的に設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 事業所は、指定通所リハビリテーション等に関する諸記録を整備し5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人日望会 みどり病院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する

この規程は、2025年10月1日から施行する